

(件名)

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

(要旨)

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項の規定に基づく認証取消しの要件（事業報告書等 3 年以上未提出）に該当する 10 法人の設立の認証を取り消す。

(認証取消日)

平成 25 年 3 月 29 日

(取り消した法人の概要)

	法人名	事務所の所在地	主な特定非営利活動の種類
1	特定非営利活動法人水辺の高度利用を考える会	裾野市伊豆島田	環境の保全を図る活動
2	特定非営利活動法人ヤーコン・ネットワーク・ジャパン	三島市長伏	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
3	特定非営利活動法人六仙	伊豆市上白岩	まちづくりの推進を図る活動
4	特定非営利活動法人口ぐせ理論研究アカデミー	熱海市東海岸町	社会教育の推進を図る活動
5	特定非営利活動法人復活熱海元気ですよ	熱海市上宿町	まちづくりの推進を図る活動
6	特定非営利活動法人ホスピタルガーデンアイランド伊豆	伊豆の国市小坂	まちづくりの推進を図る活動
7	特定非営利活動法人H. I. T 伊豆夢	賀茂郡南伊豆町湊	環境の保全を図る活動
8	特定非営利活動法人NPOこすもす	静岡市駿河区宮本町	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
9	特定非営利活動法人ここさち	駿東郡清水町柿田	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
10	特定非営利活動法人WINGS	駿東郡清水町徳倉	子どもの健全育成を図る活動

(根拠)

- ・ 特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- ・ 特定非営利活動促進法第 29 条

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(参考)

- 過去の処分状況 設立認証取消し 10 件（事業報告書等 3 年以上未提出）
- 全国の認証取消数（平成 25 年 2 月末現在）1,247 件（認証数 47,299 件）